第二十三条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項又は第二十八条第一項の意見の文書	任命権者による調査の経過についての審査会の意見の文書 任命権者による懲戒処分の概要の公表についての審査会の意見の文書 審査会による調査の開始を決定する場合の当該調査の対象となる職員の任命権者の意見の文書		
第二十六条又は第三十三条により読み替えて適用する法第八十五条の承認に関する文書	懲戒処分の承認の文書 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間に懲戒手続を進めることの承認の文書 これらの承認の申請の文書		
第二十八条第四項の協議に関する文書	審査会による調査の対象となっている職員に対する懲戒処分又は退職に係る処分についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書		
第二十九条第一項の勧告の文書	懲戒処分の勧告の文書		
第三十五条の要求の文書	関係行政機関の長に対する協力の要求の文書	要求する日に係る特定日以後三年	
規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）			
第十一条第二項により読み替えて適用する規則一二―〇第七条の説明書の写し	任命権者から人事院及び審査会に提出される懲戒処分に係る処分説明書の写し	三年	廃棄
第三条又は第四条の協議に関する文書	職員に倫理法等に違反する行為があると思料する場合における当該職員に対する退職に係る処分についての協議の文書 共同調査の実施に関する事項についての協議の文書 これらの協議に対する回答の文書	懲戒処分が行われる日（懲戒処分が行われない場合にあっては、倫理法第二十三条第三項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の報告又は第三十一条の通知の日）に係る特定日以後三年	
第四条の定めの文書	共同調査の実施に関し必要な事項を定めた文書		
第六条第二項又は第九条第二項の請求の文書	審査会から事情聴取等を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認の請求の文書 審査会から出頭を求められた職員が出頭し質問に応ずるため勤務しないことの承認の請求の文書		
第六条第二項又は第九条第二項の承認の文書の写し	審査会から事情聴取等を求められた職員が調査に応ずるため勤務しないことの承認の文書の写し 審査会から出頭を求められた職員が出頭し質問に応ずるため勤務しないことの承認の文書の写し		
第十一条第四項の資料の写し	起訴状の写し 公判廷における傍聴記録の写し 職員の供述調書の写し 職員の自認書の写し 判決書の写し		
規則二二―三（倫理法第四章の規定の適用を受ける行政執行法人の職員の官職）			
第二条の通知の文書	倫理法第四章の規定の適用を受ける行政執行法人の職員の官職を定め、又は変更した場合の通知の文書	三年	廃棄